ソフトウェア開発事業者による一括紐付け申請について

1．概要

API開発事業者にて、APIソフトウェア利用者様の情報を取りまとめ、紐付け作業をe-Govへ依頼する方法です。
当該APIソフトウェアの利用者様の情報をe-Govにて一括で紐付けを行います。

2．一括紐付けまでの流れ

「ソフトウェア開発事業者による一括紐付け申請」にあたっては、各開発事業者において各社外部連携API利用ソフトウェア製品各利用者様の以下の情報を事前にとりまめた上で、ご依頼いただきますようお願いします。

① 利用者アカウントの取得依頼及び取得したアカウント情報の収集
紐付けを行う際の移行・切替先となる利用者アカウント情報として必須となります。利用者様に利用者アカウントの取得を依頼し、アカウント情報を収集願います。
※利用者アカウントとは、e-Govアカウント、GビズID、Microsoftアカウントを指します。

② 外部連携APIの利用者認証時に利用している「利用者ID」と「利用者証明書の識別情報」の収集
利用者様が外部連携API利用ソフトウェアを利用する際の外部連携API利用者認証用の利用者ID、利用者証明書識別情報（シリアル番号、発行認証局）を利用者様より収集いただきますようお願いします。

③ 一括紐付けによる紐付け依頼
「一括紐付け依頼情報.xlsx」に記入の上、以下の「e-Gov API問合せ窓口担当」へ送付ください。
一括紐付けによる**切り替え実施希望日の2週間以上前までに必ず申請**をお願いします。

申請受付後、希望日程を踏まえ、具体的な切り替え作業実施日の日程調整を実施いたします。
なお、対象件数や一括紐付け申請の集中状況等により、実際の切り替え作業実施日はご希望日時から前後する可能性があることをあらかじめご理解・ご了承いただきますようお願いします。
切り替え作業自体は概ね1両日中には完了できる想定です。最終的な切り替え作業実施日は、日程調整後に個別にご連絡いたします。

送付先：【e-Gov API問合せ窓口担当】
e-gov-renkeiapi@digital.go.jp

一括紐付けの流れは以下のとおりとなります。

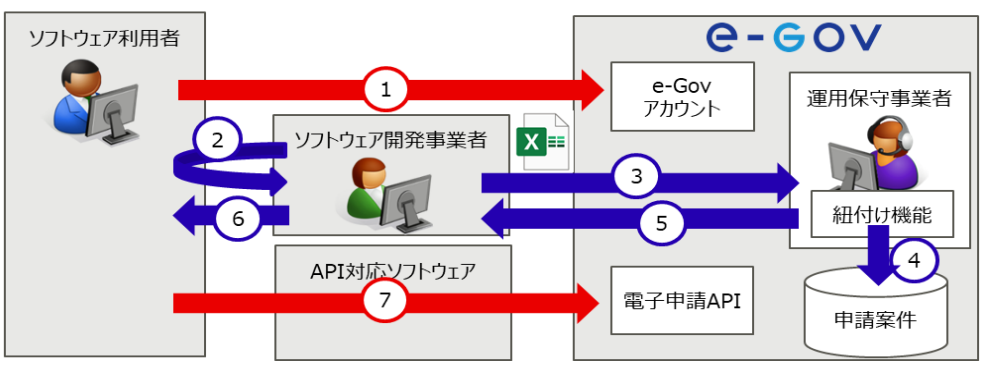


①利用者により利用者アカウントを取得
②ソフトウェア開発事業者は外部連携APIの利用者ID、取得したe-Gov利用者アカウントを各利用者より収集
③ソフトウェア開発事業者は収集したアカウント情報を取りまとめてe-Gov運用保守事業者へ送付
④e-Gov運用保守事業者は受領したアカウント情報をもとに案件紐付け処理を実施
⑤e-Gov運用保守事業者は実施結果をソフトウェア開発事業者へ回答
エラーがあった場合、エラー情報を返却しますので修正して再依頼してください。
⑥ソフトウェア開発事業者は利用者に対して完了連絡
⑦利用者は完了連絡を受けて電子申請API対応ソフトウェアを利用して外部連携APIで申請していた過去案件含め申請処理等を実施

以上